

三重県立伊勢まなび高等学校

防 災 計 画

令和6年6月

	頁
第1章 総則	
1 目的	1
第2章 組織	
2 防火管理者の役割	1
3 対策本部、緊急対策委員会	1
4 生徒対策部、生徒対策委員会	1
5 住民対策部	1
第3章 組織運営	
6 対策本部の役割	1
7 生徒対策部の役割	1
8 住民対策部の役割	2
第4章 地震・土砂災害等発生時の行動	
9 地震・土砂災害等発生時の生徒の行動	2
10 地震・土砂災害等発生時の教職員の行動	3
第5章 防災訓練	
11 教育の実施	3
12 訓練の実施	3
<別表1> 緊急防災組織・緊急対策要員・緊急動員計画	4
<別紙1> 地震防災に対する平時からの心得（生徒版）	5
<別紙2> 地震防災に対する平時からの心得（職員版）	6
<別紙3> 地震・土砂災害等発生時における対応	7
<参考資料1>ハザードマップ(津波・土砂災害)	13
※ 校外避難場所への避難経路	
<参考資料2>震度階級	16
<参考資料3>南海トラフ地震に関する情報発表時の対応	17
<参考資料4>教育再開へ向けての対応	25
<参考資料5>緊急地震速報行動マニュアル	28
<参考資料6>緊急時連絡先	29
<参考資料7>携帯メールによる連絡網登録のお願い	30
<参考資料8>災害備蓄物資一覧	32
<参考資料9>気象警報発表、南海トラフ地震臨時情報の発表、および全国瞬時警報システム（Jアラート）発信時等の対応について	33

〒516-0016

三重県伊勢市神田久志本町1560

電話〈市外局番0596〉

（代表・事務室）25-3690（総務・教務部）25-3710

（午前の部）63-5562（午後の部）63-5561（夜間部）63-5563

（進路指導室）25-3541（生指指導室）25-3712（調理室）63-6170

（ものづくり工学科）63-5564（FAX）25-3104

防 災 計 画

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この計画は、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、及び地震・津波・土砂災害・風水害等の災害が発生したとき（発生する恐れがあるときを含む）の伊勢まなび高等学校における対応について必要な事項を定め、生徒・教職員・避難住民の生命・身体の安全を確保するとともに、教育活動と非常時下の避難所運営の両立を円滑にすることを目的とする。

なお、防火については、消防計画を別途定めるものとする。

第 2 章 組 織

(防火管理者の役割)

第 2 条 防火管理者は、第 1 条に掲げる地震・津波・土砂災害・風水害等の災害の発生を覚知したとき、別表 1 による地震災害に対する緊急防災組織を編成し、全職員を指揮して情報の収集と対策に当たる。

(対策本部、緊急対策委員会)

第 3 条 対策本部は本部長を校長、副本部長を教頭・事務長で構成し、必要に応じて緊急対策委員会を開くものとする。緊急対策委員会は、本部長、副本部長、各学年主任、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、養護教諭で構成し、委員長は本部長がこれにあたる。

(生徒対策部、生徒対策委員会)

第 4 条 生徒対策部は、自衛消防組織における情報連絡班、避難誘導班、初期消火班、安全点検班、救護班より構成し、必要に応じて生徒対策委員会を開くものとする。生徒対策委員会は、副本部長、各班長、生徒会顧問、養護教諭で構成し、委員長は副本部長（教頭）がこれにあたる。

(住民対策部)

第 5 条 住民対策部は、副本部長（事務長）、自衛消防組織における物品搬出班より構成する。

第 3 章 組 織 運 営

(対策本部の役割)

第 6 条 対策本部は以下の業務（指揮・情報処理・通報・渉外・連絡など）にあたる。

(1) 全体を統括し、教職員の安否確保等、必要な措置を指示する。

(2) 情報に関する活動を統轄する。

(ア) 県教育委員会・市対策本部・南勢志摩地域活性化局地域防災課・消防署・警察・自治会等との連絡を緊密にし、各種情報の収集に努める。

(イ) ラジオ・テレビ等の報道機関から正確な情報を迅速に収集し伝達する。

(ウ) 注意情報・予知情報に関する対応・措置について、県教育委員会・市災害対策本部等に速やかに本部長が報告することとする。

(エ) 地震等非常災害発生時における人命・施設等の被害及び避難住民の状況については、速やかに掌握し、県教育委員会および市災害対策本部に本部長が報告する。

(3) 学校と外部諸機関との折衝にあたる。

(生徒対策部の役割)

第 7 条 生徒対策部は以下の業務（避難誘導・人員点呼・救護・出火防止措置・消火活動・施設点検・管理・搬出など）にあたる。

(1) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、生徒の生命の安全を確保しながら所定の帰路に従い、速やかに帰宅指導をする。

- (2) 生徒の在校時災害発生時には、本部の指示に従い、生命の安全を確保しながら所定の避難経路を通り校庭に避難誘導する。避難誘導の際、車椅子等の生徒については円滑な避難ができるよう配慮する。人員の点呼、生徒の安全を確保したのち、早急に本部に報告する。また、安全が確認でき次第、生徒を家庭に戻す。広域避難場所への避難開始は防災関係機関からの情報、命令に基づき行う。
- (3) 火気取扱責任者と連携し、火気使用設備器具、電気設備等の使用停止措置を講ずるとともに、ガス、危険物の燃料供給停止措置を講ずる。
- (4) 本校において火災が発生したとき、消火班は全ての活動に優先して消火活動に当たる。
- (5) 生徒在宅時に災害が発生したとき、できる限り速やかに家庭訪問や避難所訪問等を行い、生徒の安否や被災状況について調査する。
- (6) 救護班を中心に、生徒・避難住民の負傷者等の応急手当に当たる。
- (7) 校内施設の被害状況について点検・報告し危険箇所への立ち入りをさせない処置をとる。
- (8) 被災後、可能な限り速く授業が再開できるように企画・調整・連絡を行う。

(住民対策部の役割)

第8条 住民対策部は、以下の業務（避難誘導・人員点呼・救護・警備・配給・住民相談・広報・防災備品管理など）にあたる。

- (1) 本校に避難してきた地域住民を安全に避難誘導し住所・氏名・年令を正確に把握報告するとともに、自治会との連携を保ち、早急に避難住民による自治組織の育成に努める。
- (2) 避難住民の収容場所を割り振り、安全を確認した上で避難所を設定し校内秩序の維持に当たる。
- (3) 災害に備え、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯拡声器等を事務室及び保健室に備えて、平常時の管理は事務職員が当たる。
- (4) 災害発生時には、飲料水・生活用水・食料・防寒寝具等最低必要物資の配布や便所の使用について県・市当局と折衝する。

第4章 地震等発生時の行動

(地震等発生時の生徒の行動)

第9条 各情報発表時並びに地震発生時の生徒の行動は、別紙2及び以下のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
 - (ア) 平常どおり過ごす。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警報）が発表されたとき
 - (ア) 在校時のとき、授業を打ち切り下校させる。
 - (イ) 登下校時のとき、帰路の安全を確認の上、帰宅させる。
 - (ウ) 在宅時のとき、自宅待機とし、自治体の指示に従う。
 - (エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき及び災害発生時は、学校は休校とし、解除後の登校については暴風警報解除時の規定に準じる。
 - (オ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表されたときは、1週間程度の臨時休業とすることを基本とする。
- (3) 地震等が発生したときの生徒の対応
 - (ア) 在校時に地震等が発生したときの生徒の対応
 - ①地震の時は慌てて校舎外に飛び出すことなく、揺れがおさまるまで倒れやすい戸棚や窓ガラスから身を離し、天井などからの落下物などから身を保護するため机の下などに身を寄せ安全を確保する。
 - ②津波被害が想定されるときは、速やかに3階または屋上に避難する。校舎が倒壊等の恐れがあり、危険と思われるときは、また、土砂災害が発生したときは、倉田山公園方面へ避難する。
 - ③各室の火気取締責任者は、火気・危険物・電気器具等責任を持って処置し二次災害を防ぐ。
 - ④避難にあたって、生徒は秩序正しく誘導教員の指示に従って避難する。避難経路

は消防計画の別表5-1・2のとおりとする。

⑤学校は状況により授業を打ち切り休校とし、帰宅可能なときは安全に注意して帰宅する。帰宅不可能なときは学校に待機させる。

(イ) 登下校時に地震等が発生したときの生徒の対応

①すみやかに自宅に帰るものとするが、本校が近いときは本校に避難する。ただし、地震直後は、津波への警戒を怠らず、近くの高い場所にある安全な避難場所を利用する。

②市町村の広報・消防団・警察官等からの指示に従って行動し、地震がおさまった後、災害用伝言ダイヤル 171（「いない」）等を利用するなど、可能な手段で学校へ安否を連絡する。

③在宅中に地震が発生したときは、家族とともに行動する。地震がおさまった後、前項同様に可能な手段で学校に安否を伝える。

(3) 遠隔地の地震により、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警報）が発表されたときは、保護者等と連絡を取るなど安全を十分確認のうえ下校させる。

(4) 復興に向けての生徒の対応

災害発生後、地域における役割を自覚し、ボランティアとして救助復旧に積極的に協力する。

(地震等発生時の教職員の行動)

第10条 南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意・巨大地震警報）時、地震発生時の教職員の行動は別紙2、3及び以下のとおりとする。

(1) 在宅、通勤途上で災害が発生したときの教職員の対応

(ア) 災害の発生に際し、自分の安全と家族の安全を確保する。

(イ) 家族の安全を確認した後、可能な限り早く出勤し緊急配置につく。

(2) 学校において災害が発生したときの対応

速やかに本計画における組織に移行し、救助、復興への措置をとるものとする。

(3) 校長等管理職の不在のときの対応

校長等管理職の不在のときは、到着までの間、緊急対策要員（学校よりおよそ8km以内に在住の教職員）により対処する。緊急対策要員は別表1-2のとおりとする。

第5章 防災訓練

(教育の実施)

第11条 防火管理者は教職員に対し、次に示す防災教育を行うものとする。

(1) 防災計画の周知徹底

(2) 地震等発生時の対応に関する事項

(3) その他防災上必要な事項

(訓練の実施)

第12条 防火管理者及び教職員は地震・土砂災害・風水害等の災害を想定した訓練を行わなければならない。

2 防火管理者は、訓練を実施するとき、あらかじめ消防機関に連絡するものとする。

附則 この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この計画は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この計画は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この計画は、令和5年5月1日から施行する。

附則 この計画は、令和6年6月1日から施行する。